

日本労働年鑑 第24集 1952年版

The Labour Year Book of Japan 1952

第三部 労働政策

第二編 政府の労働政策

第九章 社会保障制度に関する勧告

勧告に至る経過 一九四六年厚生大臣の諮問機関として社会保険制度調査会が設けられ四七年には同調査会から社会保障制度要綱が答申された。

同年夏来朝したアメリカ社会保障制度調査団の報告書(Report of the Social Security Mission)の写しが一九四八年七月一三日日本政府にGHQからの勧告として手交され、その中で社会保障制度諮問委員会設置の必要性が指摘されていたので、政府は一九四八年暮の第四国会に、社会保障制度審議会を総理大臣の下に設置するための同審議会設置法案を提出、一二月に法律第二六六号として公布施行されるに至り、一九五〇年五月には、同審議会に事務局をおくための改正が行われた(法律第一一九号)。

一九四九年五月一七日、国会議員、関係官庁の官吏、学識経験者、関係諸団体各一〇名、計四〇各の委員が発令され、社会保障制度審議会は同一九日の第一回総会で正式に発足、会長には大内兵衛委員副会長には末高信委員がえられた。

同審議会は、一九四九年一一月の総会で、社会保障制度確立のための覚え書を採択、一九五〇年六月には事務局で作成した社会保障制度研究試案要綱が総会に報告され、小委員会の討議、東京外全国六地区における公聴会を経て修正を加え、一〇月一六日の総会で社会保障制度に関する勧告が採択された。同勧告は大内会長から直ちに政府に提出された。

勧告の内容 勧告の全文は二〇、〇〇〇字をこえる長文のものであるが、基本方針として次の三点をあげている。

(1)社会保障制度の中心をなすものは、国民自らをしてそれに必要な経費を拠出せしめる社会保険制度である。

(2)しかしわが国戦後の事情の下では、補完的制度として困窮者に対する扶助制度が必要である。

(3)さらにすすんで公衆衛生や社会福祉行政が拡充され、全制度が総合一元的に運営されなければならない。

以下勧告は、第一編 社会保険、第二編 国家扶助、第三編 公衆衛生及び医療、第四編 社会福祉、第五編 運営機構及び財政の順で述べられているが、その重要点は次のとおりである。

(一)社会保険については、(1)国民の労働力の維持、国民の健康保持に力点をおき、(2)被用者の保険については、規模の大小や事業の種類を問わないですべての被用者に適用する、(3)一定範囲の予防給付(医療)を行う。

(二)一般国民の老令者、遺族、廢疾者に対する年金保険制度は日本經濟が十分回復するまでま
ち、当面、被用者に対してだけ行う。

(三)失業保険は、雇用政策による失業問題解決を側面から補足するものにとどまる。

(四)業務災害に対する保険は、労働基準法の適用される一切の事業に使用される被用者に拡大
し、公務員をも包括する。

(五)公衆衛生及び医療に関しては、結核を重視して、健康診断、予防接種等を行う。

(六)運営機構として、中央行政機関たる社会保障省をおく。

(七)財政について本制度は、国民の保険料に対する負担能力がすでに限度にきており、財政上
の負担もまた著しき増額は困難であろうという前提の下に組立てられている。

日本労働年鑑 第24集 1952年版

発行 1951年10月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年6月1日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1952年版(第24集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
